

## 第29回環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成18年10月25日（水）18:00～19:00  
場 所：国民会館 12階 大ホール
  
- 2 出席委員：池田会長、山口会長代理、小田委員、塚口委員、中原委員、久野委員、藤田委員、前迫委員、増田委員、又野委員、山田委員
  
- 3 議 題：
  - （1）環境影響評価審査会会長及び会長代理の選任について
  - （2）GE2号炉設置事業に係る環境影響評価方法書の検討結果について
  - （3）その他
  
- 4 議事内容
  - （1）環境影響評価審査会会長及び会長代理の選任について  
会長に池田委員を選出  
山口委員を会長代理に指名
  - （2）GE2号炉設置事業に係る環境影響評価方法書の検討結果について  
事務局より検討結果案について説明  
質疑応答  
（委員）p46 から p47 にかけての指摘事項の冒頭の廃棄物運搬車両は、自社車両ですか。それとも他社の車両ですか。  
（事務局）一部自社のものもありますが、グループ企業や他社のものもあります。  
（委員）そうすると他社にまで、これをおよぼせることができるのかということ、転換しろとまで言えるのかという問題ですね。  
（事務局）他社であっても、色々とA社はこういう車、B社はこういう車、事業者としてはこれを選択することがある程度可能です。グリーン調達の発想になると思うのですが、そういう観点でもって、車を選んでいくと言うことは可能だろう、あるいは求めていくべきだろうという発想です。それで、ここではその経緯を書いて下さいということで、どこまでできるのか色々考えた中身をわかりやすくして下さいということです。しろとまで言うのかということ、準備書の段階でそうなるかもしれませんが、今の段階では

準備書ではっきりさせてくださいという主旨です。

(委員) 書いて悪いということではないのですが、環境影響評価で企業に対して色々な指導をしていく時にややもすると勇み足的にということ言い過ぎかもしれないが、ちょっと書きすぎではないかということがある。なぜこういうことを心配するのかというと、大阪府がこういう意見を言うと事業者は準備書に書くとは思いますが、いつも書いてることが、書いたけどもやらなくていいんでしょうという裏の部分がずっと生きてしまいますとこの準備書が形骸化するのではないのでしょうか。むしろ絶対にやって欲しいということだけはある程度きっちり書かすほうが、指導としてはいいのではないかというのが個人的な想いです。書かすことは、今、おっしゃられたように確かにそのとおりだとは思いますが。

(事務局) その部分は、大変難しいところがあると思います。いわゆるグリーン調達と同じだというふうに考えたときに、世の中でどの程度までグリーン調達というものが、色々な事業活動において具体的に使われているのか、ある種、世間の相場というものがあろうかと思えます。問題は少なくとも世間の相場までは、やって下さいねということです。世間の相場というものが、事業者の規模とか経験などの事情があるが、そういう状況を考慮した中で結果としてしっかりやっているという判断を下せるかどうかということだと思います。そういうことは、大変難しい問題ですから、どの事業であっても同じレベルまで求めると言うのは、なかなか難しいことだと思います。ということで、事業の特性とか事業者の特性を考慮して実際どこまでやっているのかを確認していくことだと思います。実務的にはそういう確認作業と言うのはアセスが終わった後で延々と続いていくのですが、できるだけそういう中身についても機会があれば審査の中でご説明したいと思っています。

(会長) 今のご意見に関係したご意見はないですか。今の事務局の説明でよろしいですか。

(委員) 今、言ったことは大変ですよ。大阪府がやってくれると言ったのですから、やってくれるとは思いますが。というのは環境アセスメントは準備書で OK となったら事後評価まで手続きはないので、事後評価の中でこれをずっとチェックしていくとなると工場は簡単にできると思うのですが、搬入車両についてこれは自社ですかこれは他社ですね、それに、適正にやっていますねと言うのは難しいと思います。今の大阪府の意見はここで承って納得します。それはなぜかと言うと環境省がこれから、トータルで下げていこうという姿勢をしめし、ただ単に装置・施設を増設するから NOx を下げなさいとかいうことではなくて、運搬する車両についても含めてト

タルに下げなさいと言っています。それはすごく大事ですから、しっかりやっていたら環境としてはよくなると思います。そういう意味では納得しています。

(会長)ありがとうございます。この記載はこのままでよろしいですね。

(委員)水質の方で確認をしたいことがあります。p29の水収支計画についてですが、下のほうの3つ、焼却炉・ガス冷却炉・灰コンベヤがあります。そこに60tとか193.6tとあるのですが、一部は上のほうで補給水として戻っていくのですが、クローズドシステムということで、ここに来た水はまた貯水槽に戻っていくことになるのですか。ここについて確認させてください。

(事務局)焼却炉とガス冷却塔に入りました水はそのまま、蒸発していきリターンはありません。灰コンベヤにつきましても加湿して灰と一緒に場外搬出されるということでこちらにつきましても水槽に戻ることはなりません。ただ灰コンベヤのまわりでしみ落ちたらどうなるのかということですが、そこに関しましては焼却炉施設、汚水の発生する施設ということで雨水と一緒に集めて排水槽に戻るようになります。

(委員)はい、わかりました。

(委員)p38の人と自然の触れ合いの活動の場と景観について質問させていただきます。人と自然の触れ合いの活動の場のところは特に意見もでていなくて、問題ないとなっています。少し疑問に思ったのが、資料を拝見していると「みなと堺グリーンひろば」、「海とのふれあい広場」とか色々触れ合いの場があると資料に書かれていますので、そういうところでの利用ニーズであるとか交通量調査とかを行うとされています。それは問題ないと思うのですが、次の予測評価の手法のところ、交通量変化については予測評価を行い、利用環境の変化の程度については定性的に予測すると書いてあります。上で書かれていることは利用人数とか利用形態の調査は定量的に出てくるので、それぞれが定量的なものとして評価できるので、トータルとしては定性的になるとしても、適切な定量的な評価ができるのではないかと思います。非常に利用環境の変化を伴うであろうと思うので、このあたりの書き方について、交通量については予測評価と書いてあるが、利用環境の変化については定性的に予測するとあるので、このへんをもう少し的確にすることが可能であるのではないかと思います。現地を知らないのでもどれくらい触れ合い活動の場、資料のp4-77に書いてある公園の位置関係とこの施設がどのように関連して、どれくらい交通量に変化が出て、人の利用状況がどのようになるのかは定かではないのですが、そういうところを定性的に評価してしまうと言うところはもう少し十分に検討するみた

いな言葉があってもいいのではないかと思います。次に景観ですが、屋上緑化に力をいれると言うことですが、屋上緑化だけを聞いていると周辺緑化についての比率、どれくらいの緑被率を屋上緑化に求められて周辺緑化についてはどうされるかというところが、わからないのですが、屋上緑化の適性については検討されてここにいたっているのかどうかを説明いただければと思います。

(事務局)人と自然の触れ合い活動の場ですが、方法書の6-9ページを開いていただけましたら事業計画地との関係がわかります。いずれも事業計画地からかなり離れた所にしか主な触れ合いの場がないということで、今回の場合は方法書では現在の利用状況の確認は人数等定量的にするわけですが、そちらへの影響と言うのは景観でいうと遠景にあたる部分で、非常に評価しづらい、大きな変化がないということ为前提にこちらの評価方法は定性的にしていると事務局では理解しています。これに関しましては景観の部会を開いた時に先生にご審議をさせていただいてそれで問題がないだろうという検討結果をいただいています。次に屋上緑化ですけれども現在の緑被率は20%なのですが、2号炉の設置予定地は芝生になっています。2号炉を設置した後、事業場内に設置をするということで芝生をつぶすことによって緑被率が下がることとなります。この事業所に関しましては法的な緑被率の規制はないですが、現状非悪化に事業者は努めたいということで屋上緑化によって現在の緑被率を確保したいと考えているということで、その詳細については準備書の段階で検討していくということです。

(委員)前段階で審議されているので、今更、特に申し上げることはないのですが、印象として触れ合いの活動の場のp6-9の地図を拝見していて、事業地からそれぞれの触れ合いの活動の場の距離というのは、これでいくと数km程度となっています。交通量と人の歩行を含めてまったく関係ないということも無いと思うので、調査する時に、はずれていないのでいいのですが、どの項目も非常に慎重に検討するとか配慮するとか書かれているのにこの触れ合いの活動の場については結構、軽い扱いになっている感じを少し受けたので、これだけ施設が周辺にあるということを配慮してもいいのかなと思いましたので質問しました。

(会長)この記載についてはこれでよろしいですか。

(委員)はい。

(会長)では、これについても特に修正するということには至らないといたします。

(会長)他に指摘が特にございませんので、お手元にあります検討結果の案を本日付で環境影響評価審査会の回答ということにさせていただいてよろし

いですか。

(委員) はい

(会長) GE2 号炉設置事業に係る環境影響評価方法書について意見が取りまとめられたということで本日付で回答することとします。

(3) その他

事務局より「大阪外環状線の一部変更に係る環境影響評価書」の概要について説明

(会長) 今の説明について何かご質問はありませんか。何もありませんので、この報告について了承ということにいたします。